



借入要項

金銭消費貸借契約証書

令和 年 月 日

東京都新宿区神楽河岸1番1号

公益財団法人

東京都私学財団 御中

住 所



借 主



住 所



連帯保証人



借主は次の借入要項に基づき貴財団から金銭を借り入れます。

ついては、この借入に関し以下のとおり約定いたします。

借入金額	円	借入日	令和 年 月 日
学 校 名	1人当たり金額	貸付人数	金 額
	円	人	円
	円	人	円
	円	人	円
	円	人	円
	円	人	円
合 計		人	円
借入金の返済方法 及び返済期日	1 返済方法 全額一括返済 2 返済期日 令和11年3月10日 ただし、当該期日が日曜日、祝日、その他休日 及び金融機関の休業日に当たる場合はその翌営 業日		

約 定

第1条 (約定の履行)

この約定による借入金は、借入要項に記載のとおりとし、確実に履行します。

第2条 (用語の説明)

この契約証書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立学校の設置者

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、都内の区域にある私立の高等学校、私立の中等教育学校、私立の特別支援学校及び私立の高等専門学校を設置するもの並びに同法第124条及び第125条に規定する専修学校のうち、都内の区域に私立の専修学校高等課程三年制を設置するもの。

(2) 入学支度金

私立学校の設置者が設置する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校高等課程三年制に入学する生徒（以下「入学者」という。）の保護者の入学時の負担を軽減するため、私立学校の設置者が入学者の保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）に対して貸し付ける20万円、25万円のいずれかの貸付金をいう。

(3) 貸付資金

財団が入学支度金の貸付を行っている私立学校の設置者に対し、その貸付の原資として当該私立学校の設置者に融資する貸付資金をいう。

(4) 借受人

入学支度金を借り受けることができる者をいう。

第3条 (入学支度金)

借主は、財団からの貸付資金を入学支度金として、次に掲げる要件により貸し付けるものとする。

(1) 借受人を令和8年4月入学者の保護者とする。

(2) 借受人を東京都内に居住している者とする。

(3) 1人当たりの貸付金を20万円、25万円のいずれかとすること。

(4) 貸付利息を無利息とすること。

(5) 借受人と連帯保証人とが連署した借用証書を徴するものとする。

(6) 貸し付けた入学支度金を借受人の希望により入学者の卒業年次までに、月賦償還、半年賦償還又は年賦償還等で償還させるものとする。

第4条 (利 息)

貸付資金の利息は無利息とする。

第5条 (償還方法)

1 借主は、この契約による借受資金を借入要項の返済期日までに、全額を一括して償還しなければならない。

2 借主は、次の各号の一に該当するとき、当該債務について期限の利益を失い、直ちに当該資金を償還しなければならない。

(1) 入学支度金の貸付後、対象生徒の入学取消又は辞退があったとき。

(2) 対象生徒が退学したとき。

(3) 保護者から設置者への繰上げ償還により当該保護者の償還が完了したとき。

第6条 (返 還)

1 財団は、借主が次に掲げる各号の一に該当するときは、期限を定めて貸付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 貸付資金を貸付目的に違反して使用したとき。

(2) 学校を廃止し、又は授業を停止したとき。

(3) 法令の規定又は寄附行為に違反したとき。

(4) 他の債務について、仮差押え、仮処分若しくは強制執行を受け、競売若しくは破産の申立てを受け、又は民事再生手続開始の申立て若しくは清算に入ったとき。

(5) 前各号のほか、財団理事長の指示に違反したとき。

2 借主は、借主が貸し付けた第3条に掲げる要件を満たす入学支度金の貸付件数に250,000円を乗じて得た額が、財団から借主に融資した貸付資金の額に満たなかったときは、財団の指定する期限までにその差額を返還しなければならない。

第7条 (延 滞 金)

借主は、第5条に定める借入金の償還を怠り、又は前条による貸付資金の返還の請求を受けた金額を支払期日までに支払わなかったときは、当該支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、その延滞した額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

第8条 (連帯保証人)

1 連帯保証人は、借主がこの契約により財団に対して負担する一切の債務につき連帯して履行の責めを負うものとする。

2 借主は、連帯保証人を変更したときは、遅滞なく新たに連帯保証人を立て、財団の指定する保証契約変更書により財団に通知しなければならない。

第9条 (私立学校の設置者変更)

借主が本契約による設置者を変更するときは、本債務を変更後の設置者に原則として継承させるものとする。

ただし、債務の全部又は一部を継承させない場合は、継承させない債務について当然期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済するものとする。

第10条 (調査・報告・届出)

1 財団が必要とする調査、報告の請求を受けたときは、直ちに報告し、又は調査に必要な便益を提供するものとする。

2 次の各号の場合は、財団の請求がなくとも直ちに報告又は届出を行うものとする。

(1) 私立学校の設置者の住所、印鑑等に変更があったとき。

(2) 保証人等について前号の変更があったとき。

(3) 私立学校の設置者又は法人の代表者の変更があったとき。

(4) 貸付資金の対象となった学校の廃止、授業の停止等の事実が発生したとき。

第11条 (費用の負担)

この契約証書の締結に関して必要な費用は、すべて借主が負担するものとする。

第12条 (貸付実績報告書)

借主は、入学支度金の貸付が完了したときは、当該貸付が完了した日の翌日から起算して10日を経過した日、又は財団が指定する日までに、財団の指定する貸付実績報告書を提出しなければならない。

第13条 (書類の保存)

借主は、貸付資金の償還完了に至るまでの間、貸付金に係わる書類、借用証書及び財団の指定する入学支度金貸付台帳を整備保存しておかななければならない。

第14条 (疑義協議)

この契約の各条項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、財団と協議のうえ決定するものとする。

以 上